

【紙申請】取引士登録移転

提出書類及び注意事項

・提出方法

提出窓口	県庁建築住宅課又は各振興局建設部
提出部数	正本1通
備考	書類の控えが必要な場合は、部数に副本1通を加算。(窓口で受付印を押印して返却します。) 郵送の場合、返信用封筒を同封。

※郵送で提出する場合は県庁建築住宅課企画指導班宛てに送付。

・チェックリスト

必要書類等	提出書類	確認事項等
1 取引士登録移転 (転出) * 和歌山 県→他の都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・登録移転申請書 * 転出先都道府県にて必要書類を確認し、表面に移転先の都道府県の証紙等 8,000円を貼付。 * 申請書の提出先は、和歌山県。(和歌山県にて審査後、移転先都道府県に申請書を送付します。) * 登録事項(氏名、本籍、住所、勤務先)に変更がある方は、取引士登録移転申請前に、和歌山県に変更登録申請を済ませてください。 	<p>登録移転ができる場合は、登録移転先の都道府県において</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業者の事務所の業務に従事しているとき ②これから業者の事務所の業務に従事しようとするとき ③個人で免許申請しようとするとき ④免許申請しようとする者に雇用され、免許後当該事務所の業務に従事しようとするとき <p>○上記①～④のいずれかを証する書面(在職証明書又は入社証明書等勤務先業者の証明書)</p> <p>○登録移転申請書には顔写真1枚を貼付。</p> <p>* カラー写真で、無帽・正面・上三分身・無背景であること。サイズは、縦3.0cm×横2.4cm。</p>
2 取引士証交付(転出)	<ul style="list-style-type: none"> ・取引士証交付申請書(有効期間が残っている者) * 転出先都道府県証紙等4,500円を貼付。 	<p>○顔写真2枚。(1枚は交付申請書に貼付)</p> <p>* カラー写真で、無帽・正面・上三分身・無背景であること。サイズは、縦3.0cm×横2.4cm。</p> <p>・取引士登録移転とともに取引証の交付を申請する場合は、「登録移転申請書」と「取引士証交付申請書」を同時に提出してください。この場合、取引士証交付申請書の「登録番号」欄は記載する必要がありません。</p> <p>新たな取引士証の有効期間は、登録移転前に交付されていた取引士証の有効期間となります。</p>
3 取引士登録移転 (転入) * 他の都 道府県→和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ・登録移転申請書 * 和歌山県の証紙 8,000円を貼付。 * 申請書の提出先は、現在登録している都道府県。 * 登録事項(氏名、本籍、住所、勤務先)に変更がある方は、取引士登録移転申請前に、現在登録している都道府県に変更登録申請を済ませてください。 	<p>登録移転ができる場合は、和歌山県において</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業者の事務所の業務に従事しているとき ②これから業者の事務所の業務に従事しようとするとき ③個人で免許申請しようとするとき ④免許申請しようとする者に雇用され、免許後当該事務所の業務に従事しようとするとき <p>○上記①～④のいずれかを証する書面(在職証明書又は入社証明書等勤務先業者の証明書)</p> <p>○登録移転申請書には顔写真1枚を貼付。</p> <p>* カラー写真で、無帽・正面・上三分身・無背景であること。サイズは、縦3.0cm×横2.4cm。</p>
4 取引士証交付(転入)	<ul style="list-style-type: none"> ・取引士証交付申請書(有効期間が残っている者) * 和歌山県証紙4,500円を貼付。 	<p>○顔写真2枚。(1枚は交付申請書に貼付)</p> <p>* カラー写真で、無帽・正面・上三分身・無背景であること。サイズは、縦3.0cm×横2.4cm。</p> <p>・取引士登録移転とともに取引証の交付を申請する場合は、「登録移転申請書」と「取引士証交付申請書」を同時に提出してください。この場合、取引士証交付申請書の「登録番号」欄は記載する必要がありません。</p> <p>新たな取引士証の有効期間は、登録移転前に交付されていた取引士証の有効期間となります。</p>

委任状	<p>※他の都道府県→和歌山県の場合 代理人による申請の場合に必要。任意様式。</p> <p>※和歌山県→他の都道府県の場合 移転先の都道府県に確認。</p>
代理人の本人確認書類	<p>※他の都道府県→和歌山県の場合 代理人の顔写真付きの身分証明書の写し（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面）、行政書士証等）</p> <p>※和歌山県→他の都道府県の場合 移転先の都道府県に確認。</p>

各書面の符号の意味○ = 手元保管又は各自作成

提出窓口	管轄区域	連絡先
県庁建築住宅課 企画指導班	和歌山市、海南市 海草郡	〒640-8585和歌山市小松原通1-1 電話 073-441-3180
那賀振興局建設部 総務調整課建築グループ	岩出市、紀の川市	〒649-6223岩出市高塚209 電話 0736-61-0030
伊都振興局建設部 総務調整課建築グループ	橋本市、伊都郡	〒648-8541橋本市市脇4-5-8 電話 0736-33-4922
有田振興局建設部 総務調整課建築グループ	有田市、有田郡	〒643-0004有田郡湯浅町湯浅2355-1 電話 0737-64-1299
日高振興局建設部 総務調整課建築グループ	御坊市、日高郡	〒644-0011御坊市湯川町財部651 電話 0738-24-2908
西牟婁振興局建設部 建築課建築グループ	田辺市、白浜町 上富田町	〒646-8580田辺市朝日ヶ丘23-1 電話 0739-26-7922
東牟婁振興局串本建設部 総務用地課総務調整・建築グループ	すさみ町、串本町 古座川町	〒649-3503東牟婁郡串本町サング台783-8 電話 0735-62-0755
東牟婁振興局新宮建設部 総務調整課建築グループ	新宮市、那智勝浦町 太地町、北山村	〒647-8551新宮市緑ヶ丘2-4-8 電話 0735-21-9624